

令和4年（ワ）第322号債務不履行損害賠償請求事件の 判決を受けた 市長コメント

本日（11/24）、さいたま地方裁判所における令和4年（ワ）第322号債務不履行損害賠償請求事件の判決について、訴訟代理人より連絡がありました。

判決の概要は、次の通りです。

- 1 被告は、原告に対し、3000円及びこれに対し令和3年11月9日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用を100分し、100分の35を被告の負担とする
- 4 1項、3項の仮執行宣言

判決文は、後日本市へ届く予定です。

この判決を受け、以下のとおり武雄市長のコメントを公表いたします。

■小松政 武雄市長 コメント

「詳細の判決内容を把握していないのでまずは内容の確認に努めたい。」

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部企画政策課 TEL 0954-23-9325

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315